

「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」に際しての学生ボランティアの

募集

実施要領

平成 27 年 6 月 30 日

1. 趣旨

本年 8 月 28 日及び 29 日、グランドプリンスホテル高輪・新高輪にて「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（略称：WAW! 2015）を日本政府主催にて開催する。本シンポジウムは、海外及び国内の有識者、ビジネスリーダーが集い、女性が輝く社会に向けた施策等に関し意見交換を行うものである。この機会に、下記 2. を目的とし、3. 以下の要領に基づき、学生ボランティアを募集する。

2. 目的

- (1) 外交及び国際関係業務に携わる人材の裾野を拡大し、我が国の外交実施基盤の強化に資する。
- (2) 外務省の業務及び日本外交について国民の理解を深める。
- (3) 人的交流を通じて大学等との連携強化に寄与する。
- (4) 次世代を担う学生に対して就業体験を通じて進路選択の材料を提供するとともに、外交政策に民間・学生の意見を反映させる機会とする。

3. 実施要件

- (1) 外務省は、学生に対し、ボランティア実施に要する経費（交通費、食費、宿泊費等）及び労働の対価等は一切支給しない。
- (2) 実働時間は、8月28日は午前10時集合、午後21時終了予定とし、8月29日は午前8時集合、午後20時終了予定とする。
- (3) 学生は、活動中は、当方が用意する名札（IDカード）と制服（ポロシャツ）を着用のこと。
- (4) 学生は、ボランティア活動中に知り得た秘密を漏らしてはならない。

4. 対象者

国内外の大学に在籍する学部生及び大学院生（但し、日本語での業務が可能であること・日常会話程度の英語能力を有することが条件）

5. 募集

- (1) ボランティアの募集は、外務省ホームページを通じて行うこととし、希望学生は、ホームページに掲載された募集案内に従い、所定の手続きを行う。
- (2) ボランティア選考にあたっては、外務省（WAW!準備事務局）における審査を実施の上、決定する。

6. 事前説明等

- (1) 外務省は、ボランティア開始に先立ち、参加決定者に対し、8月第3週を目処に、会場（グランドプリンスホテル高輪・新高輪）下見を兼ねて説明会を実施する。
- (2) 同説明会において、外務省は学生本人に対し、実働時間、仕事内容、損害賠償等について口頭で説明し、本人の了解を得ることとする。

7. 損害賠償等

- (1) 故意又は重大な過失により外務省またはシンポジウム会場に金銭的又は物的損害を与え、その損害の一部又は全部について賠償を求められた場合は、ボランティアはこれに応じなければならない。
- (2) ボランティアは、学生教育研究災害障害保険、インターンシップ等賠償責任保険又はその他の障害保険に加入しなければならない。ボランティア中の事故により学生が傷害を負った場合は、学生の加入する災害障害保険等により対応する。